

令和 2 年度 事業計画

社会福祉法人

中津川市社会福祉協議会

法人理念

高齢者も障がいのある人も子どもも、すべての住民が支え合いながら健康で、生きがいをもち「誰もが住み続けたいと思える地域の実現」をめざします。

令和2年度重点目標

1 健全な経営基盤の確立

- ・ 現行事業の見直しと新規事業の検討に取り組みます。
- ・ 業務の効率化に努めます。
- ・ 職員の資質向上に努めます。

2 地域のつながり・支え合い活動の実践

- ・ 住民主体による地域福祉活動をより計画的、具体的に推進するための「第3期地域福祉活動計画」の策定に取り組みます。
- ・ ボランティアセンターの機能充実と地域への周知に努めます。
- ・ 「我が事、丸ごと」の考え方にに基づき、関係機関との連携強化と積極的な社会資源の活用に努めます。

1 一法人運営事業

地域住民の代表者などから組織される理事会および評議員会で、地域福祉推進のために積極的な協議を行い、その方針に基づいた法人経営に取り組みます。

また、基盤強化や職員の資質向上のための企画・立案、財務会計などの事務を行うことにより、本会の経営が安定するように取り組みます。

1. 理事会・評議員会等の開催

理事会・評議員会及び理事・監事・評議員が合同会議を定期的に行い、法人の運営に関する決議及び事業の進捗状況報告や積極的な意見交換ができる会議運営を行う。また、定款及び各種規程や組織体制の再構築についての承認・議決をいただき健全経営に努める。さらに、役員が社協についてより一層の理解を深めるために視察研修を開催する。半期ごとには、会長及び常務理事による職務執行状況報告を行う。

- ①理事会・・・年4回（5・8・10・3月）
- ②監事による定期監査・・・年1回（5月）
- ③定時評議員会・臨時評議員会・・・年4回（6・9・11・3月）
- ④理事・監事・評議員による合同会議（1月）
- ⑤役員研修会・・・年1回（7月）

2. 発展強化計画の策定

策定委員会を立ち上げ、各部門の事業計画策定を行う。そこで計画されたものを第2期発展強化計画（令和3年度～令和7年度）とする。

3. 各種規程・規則の再整備

既存の各種規程、規則の内容確認を行い、現状に合った条文の改正や制定等の再整備を行う。

- ①「働き方改革」に伴う就業規則の改正
 - ・職員採用に係る条文の追加

4. 財政計画の策定

会費・受託事業・介護保険事業・障害福祉事業等の収支分析を行い、事業の見直し、適正な職員配置、積立運用、施設整備等、事業全体の財政計画策定を行う。（会費については、地域福祉課と連携し地域住民や法人事業所に社協会費への協力を依頼する。）

- （労務管理ソフトの導入）
 - ・労務管理ソフト端末整備
 - ・端末設定費用
 - ・社会保険労務士と契約（就業規則等に関わる助言）

5. 職員採用・配置計画の策定と適正な人事管理、処遇改善の実施

事業経営を行うための計画的な職員採用及び職員配置を行う。また、職員が働きやすい職場環境の整備や処遇改善を行う。

①職員採用・配置計画の策定

職員の年齢分布や定年退職、再雇用、資格取得者の状況などを把握し、加算取得ができる職員採用計画を立てる。また、職員のキャリアパス及びモチベーションの向上等を考慮した定期的な人事異動と嘱託職員・臨時職員の転換制度を導入する。

②職員採用試験の実施（7・10月）

早期より、ハローワーク・各種大学・高校の就職セミナー等に積極的に参加する。また、本会のホームページでは、新卒者に魅力のある内容を掲載した広報活動を行う。

③人事考課及び昇給昇格の見直し

人事考課の評価体制の見直しを行い、昇給・昇格に反映する内容に改善する。また、職員配置状況や有資格状況、研修記録などの整備を一体的に行う。

④介護職員の処遇改善の実施

本会の介護保険事業所としての処遇改善加算のステップアップを行い、介護職員の所得の更なる向上を図る。

6. 職場における安全管理の徹底

職場における安全管理に関する取り組みを強化し、安全で安心して働ける環境整備に取り組みます。

①職場における防犯や防災対策の強化

施設の施錠や金品などの管理の徹底や危険箇所点検と危険予知活動を行う。

②事故防止対策の強化

交通事故（ドライブレコーダーの設置）・介護事故等を防止するための対策を検討し強化を行う。

③職員だよりの発行（年4回）

職員間の情報共有と職員の意識向上を図るための機関紙を発行する。

7. 中津川市社会福祉大会の開催（福祉功労者の顕彰）

第30回中津川市社会福祉大会を開催し、福祉功労者の顕彰と福祉への住民参加促進のための広報啓発を行う。

期日：2020年11月7日（土）

会場：東美濃ふれあいセンター 歌舞伎ホール

8. 職員連絡会議の開催

社協本所及び支所や各事業所の職員間の連絡調整や事業運営及び経営に関して協議を行うための会議を開催する。

- ①経営会議（年12回）
事務局長、次長、課長、支所長等により連絡調整や経営について協議を行う。
 - ・各部会の開催（総務部会・地域福祉部会・福祉サービス部会）
 - ・各部会で経営会議に挙げる協議事項（案）を検討する。
- ②四半期経営会議（年3回）
事業の進捗状況確認など安定経営のための協議を行う。
- ③支所長面談（年1回）
事業及び職員配置に関することについての協議を行う。
- ④月次監査（年12回）
税理士の指導のもと、会計処理や経営状況についての確認を行い、健全な運営に努める。
- ⑤補佐会議（年4回）
補佐の立場として経営に参画するために事業の協議や研修等を行う。
- ⑥近隣社協担当者会議
東濃圏域社協の担当者会議への出席

9. 職員資質向上研修の開催

本会独自のキャリアパスを示し、全職員が勤務年数や役職に応じた研修を受けられるようにする。また、本会職員として身につけておくべき、知識や技術などを学ぶ研修や各事業別にスキルアップ研修を行い、職場全体で資質向上を図る。
(県社協主催の社協職員研修、社協職員資質向上研修、各種事業担当職員研修などへの参加)

- ①社協職員キャリアパス研修
事務局長職員研修、管理的職員、チームリーダー研修、中堅職員研修、新任職員研修、新任職員コミュニケーション研修 他
- ②課題別研修
採用担当者研修、福祉職員各種スキルアップ研修、研修担当者研修 他
- ③岐阜県介護研修センター 介護職員等研修
レクリエーション研修、コミュニケーション&ストレスケア研修 他
- ④職員の国家資格等の取得奨励
社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修、防火管理者、サービス管理責任者、介護支援専門員実務研修、相談従事者初任者研修 他
- ⑤スクーリング、更新研修等
社会福祉士、精神保健福祉士、介護実務者研修、社会福祉主事、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修 他
- ⑥本会主催 社協職員資質向上研修
全職員を対象に、資質向上と職員情報交換を図る研修会を開催
(年2回：内1回は事業所管理者以上の職員対象)
- ⑦居宅介護支援事業協議会による介護支援専門員専門研修等
- ⑧その他の研修(安全運転管理者講習、社会福祉士指導者研修他)
- ⑨法人運営、各種制度関係書籍等の購入

10. 社協防災対策事業

災害時における組織体制や対応の方針を示した「中津川市社会福祉協議会職員災害時行動基本方針」に基づき、具体的対応や備蓄品の整備などについての検討を行うとともに、実践的な防災訓練を行う。

- ①防災対策専門チームによる「防災対策会議」の開催
「災害時業務復旧計画」、「福祉避難所運営マニュアル」、
「災害ボランティアセンター運営マニュアル」の整備、更新
- ②福祉避難所としての体制整備（利用者の安全確保と備蓄品整備などの実施）
災害時備蓄品食糧・飲料水（5箇所分）
福祉避難所用備品（簡易トイレ、暖房器具）
- ③防災本部訓練と職員防災訓練の実施（年1回）
「中津川市社会福祉協議会災害時行動基本方針」に基づいき、本部と全職員による災害発生後の対応について実践訓練を行う。
- ④防災士資格取得の促進
中津川市防災リーダー研修の受講
- ⑤本会防災メールの活用
実証訓練以外での活用方法を模索する。

11. 社会貢献活動推進事業

一法人として社会貢献活動推進のために全職員が地域イベントなどでのボランティア参加の企画とその働きかけを行う。

地域イベントなどに参加し、積極的な社会貢献活動を行う。

- ・やさしいまつり（おいでんさい）、赤い羽根イベント募金やチャリティーマレットゴルフ大会などへの参加

2 一地域福祉事業

住民主体による地域福祉活動を推進するために「第3期中津川市地域福祉活動計画（実施期間：令和3年度～8年度）」を策定します。

1. 地域福祉活動計画推進事業

地域住民主体の第2期地域福祉活動計画の見直しと地域住民による地域福祉をより計画的具体的に推進するため第3期地域福祉活動計画を策定する。

- ①理事会、評議員会で進捗状況報告と確認を行う。
- ②第3期計画策定委員会、作業部会による計画的策定のための協議

2. 企業との連携強化事業

各種「福祉出前講座」の実施とその周知や地域イベントへの参加・協力により、市内の企業・法人・事業所で働くみなさんに社協活動や地域福祉の理解を深める。

- ①企業向け各種出前講座の実施
- ②働く世代向け講座の実施

3. 地区社会福祉推進協議会との協働事業

「誰もが住み続けたいと思える地域づくり」をめざして、地区社会福祉推進協議会連合会と連携・協力により小地域福祉活動の推進を図る。（15地区社協で実施）

- ①市内全域で取り組む地区社協共通事業
- ②地域の実情に応じて取り組む自主事業
- ③地域生活あんしん対策事業（歳末事業）
- ④歳末事業（歳末事業）
- ⑤地区社協サロンモデル事業
- ⑥ふくし講演会

4. 地域ケアシステムを活かした地域福祉連携強化事業

我が事、丸ごとの考えに基づき、関係機関などとの連携強化と積極的な社会資源の活用を行う。

- ①事業の枠を超えた連携・協働による事業展開の企画実施
 - ア.生活支援体制整備事業との連携事業……（ちょこっと生活ボランティア養成講座）
 - イ.障がい者福祉サービス事業・生活困窮者自立支援事業等の連携事業……（障がい者支援ボランティア養成講座）
 - ウ.生活困窮者自立支援事業との連携事業……（地域で子育てボランティア養成講座）
- ②社協が一体となり福祉課題を解決するための連携強化や協働による事業展開の企画実施
 - ・障がい者の居場所作り

5. 各連合会福祉活動助成事業

各連合会と協力し、地域福祉活動の推進を図るために助成を行う。

- ①地区社協連合会（会議や研修会開催、その他の活動への助言、協議、支援を行う。）
- ②区長会連合会（会費募集への協力について働きかけを行う。）
- ③民児協連合会（会費募集への協力について働きかけを行う。）

3 共同募金配分事業

共同募金を活用し、福祉ニーズに応じた独自性のある福祉活動や福祉の広報啓発、福祉育成、ボランティア活動の推進を行います。

1. 高齢者福祉活動

地域の高齢者を対象とした福祉活動を実施する。

① 広報紙「ふれあい通信」発行事業

ひとり暮らし高齢者などに暮らしに関する情報や福祉サービスなどの情報提供と定期的な見守り活動を目的に情報紙「ふれあい通信」を年6回発行する。

年6回（偶数月）発行。発行部数 3,500部／回。
各地区の民生委員児童委員協議会等の協力を得て対象者に配布する。

② 在宅介護用品貸出事業

車イスの一時的な貸し出しを行う。
各支所の貸出し用車イスの状態確認を行い修理や整備を実施。

2. 障がい児者福祉活動

地域の障がい児・者を対象に福祉活動を実施する。

① 点字カレンダー贈呈事業

点字カレンダーを作成し、視覚障がい者等へ贈呈する。
14部作成。（12月実施）
登録ボランティア団体「点訳サークルともしび会」の協力により実施。

② 視覚障がい者外出サポートボランティア活動事業

視覚障がい者の方へ外出サポートボランティアを派遣する。
視覚障がい者外出サポーター養成講座を開催する。

視覚障がい者外出サポートボランティアとして社協に登録し、公的機関、病院などへの外出時のサポートするボランティアと、視覚障がい者との連絡調整を行う。

③ 障がい者社会参加支援事業

精神障がい者の社会参加と仲間づくりを目的に、サロンなどを開催する。

ア. わいわいサロンの開催（毎月第2木曜日）
イ. ボランティア派遣（やさしいまつり、障がい児者守る会イベント他）
ウ. 身体障害者福祉協会中津川支部等の当事者団体との連携・協議

④ 作業所交流会

- ・ 本会の障がい者就労継続支援事業所の利用者家族を対象とした交流会を開催し、当事者同士の交流と情報交換を機会を設け、障がい者の自立と社会参加を図る。
- ・ 本会の障がい者就労継続支援事業所で行う「作業所交流会」で、家族の交流等を行って情報交換やニーズ把握の機会とする。

⑤ 障がい児・者施設支援ボランティア講座

- ・ 障がい児・者福祉施設のイベントや季節行事のボランティア派遣依頼に応じるため、施設支援ボランティアを育成する目的で講座を開催する。
- ・ 障がいについての理解を深め、施設からの依頼に応じ施設とボランティアのコーディネートを目指す目的とし、施設ボランティアを育成する。

3. 児童・青少年福祉活動

地域の児童・青少年を対象とした福祉活動を実施する。

①福祉推進校指定事業

福祉活動を通じて児童・生徒の「福祉の心」を育成することを目的に、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校（４５校）を福祉推進校として指定し、助成を行う。
また、事業実施の成果として教頭会での事例発表会、活動事例集を関係団体へ配布を行う。

ア. 福祉推進校への助成

（幼稚園— 20,000円／園、小学校・中学校・高等学校— 50,000円／校）

幼稚園（9園） 小学校（19校） 中学校（12校） 高等学校（5校）

イ. 福祉推進校研究会年１回。冊子を作成し学校関係・社協役員等に配布。100部作成。

4. 課題を抱える人への福祉活動

地域で福祉課題を抱える人を対象とした福祉活動を実施する。

①地域の居場所づくり事業

地域のひきこもりがちの方が気軽に集まれる場所を整備し、社会的孤立化防止と社会参加のための支援を行う。

地域とのつながりづくりのための常設サロンの開設。

（月～金曜日の日中に坂下地域福祉センターさくら宛内で開設）

5. 広報啓発活動

地域住民へ向け、福祉推進のための広報啓発を行う。

①広報紙「社協だより」発行事業

社協事業等福祉活動の広報啓発のため、広報紙「社協だより」（年１２回）を市内全戸、法人会員、福祉推進校等に配布する。

「社協だより」の発行。（年12回 28,000部／回）

全世帯、市内企業、学校、公共施設へ配布。

②小冊子「わかりやすい社協」発行事業

社会福祉協議会の組織や役割、事業内容を紹介し、社協活動への理解を深めるための小冊子「わかりやすい社協」を発行する。

小冊子「わかりやすい社協」の発行。（800部） 社協役員会、各種研修・講座等で活用。

③インターネット活用事業

社協のホームページを運営し、地域福祉に関する情報をいち早く住民へ提供し、広報啓発を行う。

ア. ブログによる事業報告、情報提供。

イ. フェイスブック等SNSの活用。

ウ. 災害ボランティアセンター開設等、緊急時のホームページ活用の検討・準備。

6. 福祉育成・援助活動

地域住民を対象に福祉育成・援助活動を実施する。

①福祉の相談事業

「心配ごと相談所」、「福祉の法律相談窓口」を開設し、心配ごと相談員（民生委員等）や法テラスの弁護士が地域住民の悩みごとに対して、相談や助言を行うことで福祉課題解決のための支援を行う。

ア. 「心配ごと相談」・・・健康福祉会館で月2回開催

イ. 「福祉の法律相談窓口」・・・付知総合事務所で月1回開催

②福祉の人材育成（ボランティア講師派遣）事業

福祉に関する理解促進と福祉ボランティアの育成などを目的に、福祉ボランティア活動に関する研修や体験を希望する住民や学校、企業など関係団体へ福祉に関する講師の紹介と派遣を行う。

ア. 高齢者疑似体験、車イス体験、視覚障がい者外出サポート体験、福祉ボランティア体験等に関する講師紹介と講師派遣

イ. 広報紙「社協だより」やホームページ等を活用した広報・啓発活動

ウ. 企業等（法人会員や地域イベント）への講師紹介・派遣

③ふれあいいきいきサロン事業

ア. 立ち上げ応援事業

7. ボランティア活動推進事業

地域のボランティア活動推進を目的とした事業を実施すると共にボランティアの機能充実を図る

①ボランティア養成事業

地域住民の福祉ボランティアへの理解を深めることを目的に、福祉ボランティア活動に関する養成講座、研修会などを開催する。また、思いやりの心を育てるための福祉教育、福祉ボランティア育成の取り組みを行う。

ア. 児童・生徒ボランティア育成事業

(1) 中学生向けボランティア講座

(2) 高校生向けボランティア講座

イ. 一般向け福祉ボランティア養成事業

(1) 福祉教育ボランティア養成講座

(2) 傾聴講座

(3) ちょこっと生活ボランティア養成講座

(4) 障がい者支援ボランティア養成講座

(5) 地域で子育てボランティア養成講座

(6) 働く世代向けボランティア養成講座

ウ. ボランティアスキルアップ事業

(1) ボランティアスキルアップ講座

②ボランティアコーディネート事業

市内の地域福祉の充実を目指し、支援を受けたい人（ニーズ把握）と、支援したい人（ボランティア）をつなぐ、ボランティアコーディネートの充実を図る。

ア. ボランティアセンターについての周知

イ. ボランティアに関するニーズ把握と個人・団体ボランティアの登録、更新、情報提供等に関する体制の見直しと再整備

③ボランティア交流事業

ボランティア団体の活動のさらなる充実を目的に、研修や情報交換を行うボランティア交流会開催。「岐阜県ボランティアフェスティバル」への参加する。

- ア．ボランティア交流会の開催
(年2回 定員100人・・・ボランティア連絡協議会と社協との共催)
- イ．県社協主催ボランティア研修等参加

④ボランティア研修助成事業

登録ボランティア団体や登録ボランティア連絡協議会が行うスキルアップ研修、講習会などについて助成を行う。

- ア．登録ボランティア団体研修助成
- イ．ボランティア連絡協議会活動助成

⑤ボランティア広報啓発事業

福祉ボランティアセンターの役割や登録ボランティア団体などの活動を広く市民に周知することを目的に、福祉イベントに参加し活動紹介を行う。

- ア．「社協だより」にボランティアセンターのページを設けて記事を掲載。
- イ．健康福祉まつりでの登録ボランティア団体紹介コーナー設置。

⑥ボランティア活動用貸出機材整備事業

ボランティア団体活動に必要な機材を購入し、貸出をすることで継続的な活動の支援を行う。

ボランティア活動用貸出機材を整備し、各ボランティア団体に活用を促す。

⑦地域災害ボランティア普及事業

災害ボランティアセンターの機能や役割について一般住民の周知と、災害発生前からの体制整備と機能強化を図る。

- ア．一般向け出前講座「災害ボランティアセンター研修」の実施
- イ．「災害ボランティアセンター運営マニュアル実証訓練」の実施。
社協職員が、毎年マニュアル実証訓練を行うことで立ち上げ訓練の場とする。
- ウ．実際に緊急時に使える書類や機器の整備。
- エ．「災害ボランティアリーダー養成講座」の実施

⑧地域福祉活動計画策定事業（ボランティア）

地域住民主体の第2期地域福祉活動計画の見直しと地域住民による地域福祉をより計画的具体的に推進するため第3期地域福祉計画を策定する。

8. 歳末たすけあい事業

年末年始における要配慮者支援を目的とした福祉事業を実施する。

①歳末事業援助事業

歳末たすけあい募金配分金を市内福祉施設へ配分し、歳末の行事や利用者の援助を行う。福祉施設への事業費配分について検討を行う。

②地区社協共通事業（歳末助け合い配分事業）

4 一県社協・市受託事業

岐阜県社会福祉協議会および中津川市から生活困窮者への相談援助や権利擁護、在宅福祉事業などについて受託することにより、多種多様な福祉ニーズに対応し、重層的な福祉サービスを展開します。

1. 資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得世帯、高齢者、障がい者等の生活支援を目的に資金の貸付を行う。
（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付）

- ①県社協 生活福祉資金貸付事業
- ②県社協 相談体制整備事業

2. 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

判断能力に不安のある高齢者や障がい者などを対象に、福祉サービスの利用援助や日常における金銭管理サービスなどを行う。

高齢者や精神・知的障がい者への福祉サービス利用援助と日常生活費の金銭管理の援助や日常生活に関する相談支援。

3. 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

生活困窮者自立支援法に基づき、さまざまな要因で生活に困窮している方に対し、自立相談支援事業等の支援を行うことで、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。主任相談支援員、相談支援員、就労支援員により専門的な支援を行う。

- ①自立相談支援事業（必須事業）及び就労準備支援事業（任意事業）、家計改善支援事業（任意事業）の実施。
- ②関係機関と連携した支援調整会議の開催。対象者…生活保護に至る前の生活困窮者（低所得、多重債務、引きこもり、ニート、うつ・精神障害、薬物依存、DV虐待、外国籍、派遣切等が要因）
- ③緊急支援用品や食糧の整備。緊急食糧支援「フードバンク」の活用。（NPO法人セカンドハーベストとの連携）
- ④職場体験事業、生活一時金応援事業の実施。
- ⑤引きこもりの方などを対象にした居場所づくり（「パソコンカフェ」、「移動パソコンカフェ」、「ういず畑」の実施。）
- ⑥チラシの全戸配布、各地区民生委員会での事業に関する周知。

4. 生活支援体制整備事業（市受託事業）

協議体と連携しながら地域における生活支援や介護予防活動等の推進を図る。市内の現状把握・調査・福祉関係者とのネットワーク作り等を重点的に推進する。

- ①生活支援コーディネーターの地域福祉のための人材育成。
- ②市内の現状把握・調査・福祉関係者とのネットワーク作り。
- ③地域での支え合い活動の担い手養成のための講座開催。
- ④協議体会議の定期的開催。

5. 地域包括支援センター事業（市受託事業）

地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。福岡ふれあいセンター（旧：福岡介護予防拠点施設生きがいサロン）を拠点とし、中津川市北部（坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川、山口）で事業を実施。

- ①社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等専門職の配置と、様々な相談内容に対応できる体制整備。
- ②地域の関係機関との連携強化のための地域包括ケアネットワーク会議の開催。社会資源や地域課題・福祉ニーズの把握と効果的・効率的な相談活動、適切な情報提供の実施。
- ③高齢者実態把握、介護予防事業教室、認知症家族の会、「食」のアセスメント、地域ケア会議の実施。

6. ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

育児や介護をしながらでも安心して働くことのできる環境づくりを目的に、会員登録（利用会員・サポート会員）を行い、地域の相互援助活動の連絡調整を行う。

- ①サポート会員の加入促進、会員加入の定期的な更新のための周知・広報活動の強化。
- ②サポート会員研修会の開催。（サポート会員の育成を目的とした講座）

7. 集中型一般高齢者介護予防事業（市受託事業）

要介護認定を受けていない在宅高齢者を対象に通所による健康づくりや介護予防、生きがいづくりを行う。通称：あんきなクラブ。
坂下、加子母、付知、福岡、蛭川、山口支所で実施。

- ①介護予防、生きがいづくりのための活動メニューの充実。
脳トレ、健康体操・コグニサイズ、ゲーム、手芸・工作、食事作りなどの実施。
- ②新規利用者の確保。
- ③地域包括支援センターなど地域関係機関との連携強化。

8. 福祉センター管理運営事業（市受託事業）

落合地域福祉センター、坂下福祉センター、付知福祉センター、蛭川福祉センターの管理運営を行う。

福祉センターの管理運営の実施。多くの地域住民に施設を活用していただくための整備を行う。

9. 移送サービス事業（市受託事業）

福祉車両による通院の移送を行う。坂下、加子母、福岡、山口支所で実施。

- ①通院のための移送サービスの実施。（原則一月6回）
- ②安全で安心いただけるサービスの提供。

10. 配食サービス事業（市受託事業）

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯を対象に食生活の支援と安否確認を目的に夕食の配達を行う。坂下、加子母、付知、福岡、山口支所で実施。

- ①対象となる世帯への食生活の支援と見守りの強化。
- ②配食サービスに関わるボランティアの育成と連携強化。
- ③事業の周知と広報活動の強化。

5 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス事業を展開し、地域の障がい者の自立と社会参加のための支援を行います。

1. 障がい者居宅介護事業（障害福祉サービス）

付知支所を拠点とし、福岡支所・蛭川支所をサテライト拠点として実施。障害者総合支援法による身体障がい、知的障がい、精神障がい者の訪問介護を行う。

- ①障害者相談支援事業所、障がい者就労支援事業所など関係機関との連携強化。
- ②職員の介護技術や相談援助技術などの向上とサービスの質の向上。
- ③事業の周知と新規利用者の確保。

2. 障がい者就労継続支援事業（障害福祉サービス）

地域の障がい者に就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力を高め、その能力に応じた社会参加の支援を目的に、障害者総合支援法による「障がい者就労継続支援事業所」の運営を行う。計5か所で市内の障がい者の就労支援を行う。

- ①福岡・付知事業所をサテライトから独立し、単独事業所とする。
- ②利用者の賃金向上のための就労メニューや自主製品の検討と販路拡大。
- ③生活介護事業・地域活動支援センターの検討。
- ④利用者および利用者家族との交流・相談の機会の提供。
- ⑤地域住民との交流、ボランティアの受入の推進。
- ⑥サービス管理責任者の養成。
- ⑦職員の介護技術、相談援助技術などの向上とサービスの質の向上
- ⑧日中一時支援事業の実施(てがの)

3. 障がい者相談支援事業（障害福祉サービス）

障がい者やその家族が地域で安心して快適な生活を送るために、日常生活や社会生活などの様々な相談援助や情報提供、障害福祉サービス等利用支援を行うことを目的に、障害者総合支援法による「指定特定相談支援事業所」の運営を行う。市内の障がい者施設担当者などとの連絡会を定期的に行い、情報を共有し、関係者間の連携会議を行う。

- ①サービス利用支援、継続サービス利用支援の実施。
- ②利用者のニーズ把握と必要なサービスの精査。
- ③職員の相談援助技術などの向上とサービスの質の向上。
- ④地域活動支援センターの検討。
- ⑤関係機関との連携強化。
- ⑥相談支援従事者の養成

6 一介護保険事業

利用者の求めるサービスを把握し、認知症や介護予防など地域包括ケアシステムを見据えた事業を展開する。

1. 通所介護事業（介護保険事業）

通所により、入浴、食事、レクリエーションなどの日中の介護や生きがいをづくりを行う通所介護事業所（デイサービスセンター）を運営する。

坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川、山口に事業所を設置。

- ①安全で安心できるサービス提供と利用者やその家族などへの接遇・マナーの向上。
- ②選択型サービス提供や個別機能訓練などの個別ケアの充実。
- ③障がい者デイサービス（共生型サービス）の実施。
- ④ICT（情報通信技術）を活用することで事務量を減らし利用者対応の時間を充実。
- ⑤地域行事への参加、ボランティアの積極的な受入れ、事業の周知・広報活動の強化。
- ⑥関係機関との連携強化、包括的な支援体制の強化。
- ⑦社協事業所間の協力体制の確立。

2. 訪問介護事業（介護保険事業）

付知支所を拠点とし、福岡支所・蛭川支所をサテライト拠点として実施。
訪問介護員（ホームヘルパー）が、高齢者宅で食事、入浴、排せつの介助や家事、生活上の援助を行う。

- ①終末期の在宅介護への理解促進と質の高い介護サービスの提供。
- ②自立生活支援と介護度の重度化防止のための見守支援の充実。
- ③職員の介護技術の向上と職員同士の情報共有の強化。
- ④医療機関など関係機関との連携強化。

3. 短期入所生活介護事業（介護保険事業） （基準該当サービス）

短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護を行い、介護者の負担軽減等を図ることを目的に短期入所生活介護（ショートステイ）事業所を運営する。蛭川に事業所を設置。

- ①利用者の安定的な確保に向けた質の高い介護サービスの提供。
- ②利用者の生活スタイルを採り入れたサービスの提供。
- ③夜間時対応の強化。
（夜勤職員の確保、夜間の防災訓練の実施、停電時の対応、環境整備）

7—公益事業

地域の公益的活動の視点を持ちながら、地域包括支援をめざした事業展開を行います。

1. 訪問看護ステーション事業（介護保険事業）

疾患等を抱えている人について、主治医の指示書のもとに看護師が訪問し、療養上の世話や診療の補佐を行う。福岡に事業所を設置。各研修会への参加。

- ①質の高い在宅看護サービスの提供。
- ②感染症対策の強化と業務の効率化。（スタッフ会議での情報共有、研修への参加など）
- ③医師、薬剤師、サービス事業者、介護支援専門員などとの連携強化。
- ④事業の周知、広報活動の強化。

2. 居宅介護支援事業（介護保険事業）

介護（介護予防）サービスを利用するための「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」の作成と各介護サービス事業所等との連絡調整を行う。本所、坂下、加子母、付知、福岡、蛭川、山口に7事業所を設置。また、介護予防については市からの受託事業。

- ①利用者や家族に寄り添った迅速かつ丁寧な相談対応、アセスメントの充実。
- ②関係機関との連携強化と地域の社会資源の活用による地域包括ケアの推進。
- ③各種加算の取得と質の高いサービスの提供。
- ④利用者情報などの適正な管理と業務の効率化の推進。

3. 介護タクシー事業

要介護者、要支援者、障がい者等一人では移動や公共交通機関の利用が困難な方が病院等の移送手段の確保のためタクシー事業を行う。山口支所で実施。

- ①安全で安心できるサービスの提供。
- ②今後の事業の方向性についての検討。

8—収益事業

収益を目的とした事業を展開することで、自主財源を確保し、その収益金を地域の社会福祉事業に還元します。

1. 婚礼衣装貸出事業

ウェディングドレス等婚礼衣装の貸出しを行い、その収益を活用し、地域福祉事業の充実を図る。福岡に事業所を設置。

- ①利用促進のためのホームページやタウン誌、地域行事などでのPR活動の実施。
- ②接客技術と専門知識の向上と満足していただけるサービスの充実。
- ③運営委員による安定経営のための検討。